

標題

AFS 条約に関する検査及び証書について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0745  
発行日 2008年9月5日

各位

2008年9月17日より発効するAFS条約に関する検査、及び証書の発行及び裏書の手順に関して、以下の通りお知らせいたします。

- AFS 条約は、軍艦等を除く以下の船舶に適用されます。
  - 締約国を旗国とする船舶
  - 締約国を旗国としない船舶のうち、締約国の権限の下で運航されている船舶
  - 締約国の港、造船所又は沖合の係留施設にある船舶のうち、(1)又は(2)に該当しない船舶
- また、上記 1.の船舶で、国際航海に従事する船舶(固定又は浮揚プラットフォーム、FSU 及びFPSOを除く)には以下の要件が適用されます。
  - 総トン数 400トン以上の船舶は検査を受け、AFS 証書を本船上に所持すること。
  - 長さ 24メートル以上で総トン数 400トン未満の船舶は、船舶所有者又はその代理の者による宣言書及び適切な防汚方法であると証明する書類を本船上に所持すること。
- なお、日本籍船舶の場合、船舶安全法施行規則第六十五条に従い、内航船舶においても、有機錫系塗料(以下、TBT 塗料)の使用は同日付で規制されます。
- 2008年8月25日現在のAFS条約批准国は以下の30カ国です。なお、最新のAFS条約批准状況はIMOのウェブサイト([http://www.imo.org/Conventions/mainframe.asp?topic\\_id=248](http://www.imo.org/Conventions/mainframe.asp?topic_id=248))でもご確認できます。

アンティグア・バーブダ、オーストラリア、バハマ、ブルガリア、クック諸島、クロアチア、キプロス、デンマーク、フランス、ギリシャ、ハンガリー、日本、キリバス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ルーマニア、セントクリストファー・ネイビス、シエラレオネ、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ツバル
- 検査の種類は以下のとおりです。
  - 初回検査
  - 定期的検査
  - 臨時検査
- 初回検査までにAFS条約への適合を示す文書の提出をPSC等より要求される場合がありますので、弊社発行の適合証明書(以下、SOC)及びAFS関連証明書類を本船上に確実に保管いただくようお願いいたします。SOCに関しては、ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0743をご参照願います。
- SOCを所持しており、船級上の定期的検査時又は船底検査時に初回検査を行う場合、証書発行手数料のみ頂戴いたします。

(次頁に続く)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

8. 初回検査は、以下の時期に行う必要があります。
- (1) 以下のいずれか早い方の日までの原則として船底検査時
    - (i) 2008年9月17日以降最初に防汚システムの変更又は更新を行う日
    - (ii) 2010年9月16日
  - (2) 日本籍船舶の場合、上記8.(1)の時期又は2008年9月17日以降最初の船級登録上の定期的検査のどちらか早い時期
  - (3) 日本籍船舶以外であって、SOCを取得している場合、初回検査は以下のいずれかの時期
    - (i) 上記8.(1)における時期
    - (ii) 2008年9月17日以降であって2010年9月16日以前に行われる船級登録上の定期的検査時又は臨時検査時
9. 定義
- (1) 防汚システムの「変更」とは、防汚システムに TBT 塗料が使用されておりシーラーコートにて覆われている船舶が、当該 TBT 塗料を全て除去し、新たに錫フリーの防汚システムを施行する場合を指します。
  - (2) 防汚システムの「更新」とは、以下の場合を指します。
    - (i) 錫フリー塗料を使用した防汚システムに、再度同様の防汚システムを施行した場合
    - (ii) TBT 塗料及びシーラーコートを使用した防汚システム除去せず、再度シーラーコートを使用した防汚システムを施行する場合
10. 初回検査時の提出書類
- (1) SOC を所持している場合、以下の書類各 1 部を検査担当支部、事務所(以下、支部)まで提出願います。
    - (i) 申込書
    - (ii) SOC の写し
  - (2) 防汚システムの変更又は更新を行う場合、又は SOC を所持していない場合は以下の書類各 1 部を支部まで提出願います。
    - (i) 申込書
    - (ii) 船主又は造船所の防汚システム及びシーラーコート発注書
    - (iii) 塗料メーカーが発行した防汚システム及びシーラーコートの納品書
    - (iv) 塗料メーカーが発行した防汚システム及びシーラーコートに関する宣言書 (Chemical Abstract Service Registry Number “CAS No.”を含む)
    - (v) 製品安全データシート(Material Safety Data Sheet “MSDS”)又は同等の書類
    - (vi) 塗装要領書
    - (vii) 就航船の場合、建造時から現在までの塗装工事に関する造船所が発行した工事落成書又は履歴の判るもの(サンドブラスト等に関する施工要領を含む)
    - (viii) 国籍証書の写し(新造船の場合)
11. 初回検査時における書類調査
- (1) SOC を所持している場合、書類調査は原則的に必要ありません。ただし、防汚システムの変更又は更新を行う場合は、変更又は更新の内容に応じて確認します。
  - (2) SOC を所持していない場合、書類調査内容は以下のとおりです。
    - (i) 塗料メーカーの宣言書にて、使用される防汚塗料が錫フリーであることの確認
    - (ii) 防汚塗料に含まれる有害成分名及び CAS No.の確認
    - (iii) TBT 塗料使用船である場合、サンドブラスト施工の範囲等の確認(部分的の場合、錫フリー塗料を塗布する前にシーラーコートの全面塗布が要求されます)。

(次頁に続く)

## 12. 初回検査時における現場検査

- (1) SOC を所持している場合の現場検査内容は以下のとおりです。
  - (i) 申込書を除く上記 10.(2)の書類が本船上に保管されていることの確認
  - (ii) 防汚システムの変更又は更新を行う場合、変更又は更新の内容に応じて確認します。
- (2) SOC を所持していない場合、現場検査内容は以下のとおりです。
  - (i) 申込書を除く上記 10.(2)の書類が本船上に保管されていることの確認
  - (ii) 納品された防汚システムの製品名、色、製造会社名の照合
  - (iii) 納品された防汚システムが施工されていることの確認
  - (iv) 就航船で、“建造時から現在まで錫フリー防汚システムのみが適用されていることが確認出来ない船舶”、又は“以前適用されていた錫入り防汚システムがサンドブラスト等で完全に除去されたことが確認できない船舶”について、サンドブラストで全面除去されているか又はシーラーコート进行全面塗布されていることの確認

## 13. 定期的検査

初回検査以降、以下の定期的検査を行う必要があります。

- (1) 時期
  - (i) 日本籍以外の船舶は船底検査時
  - (ii) 日本籍船舶は船級登録上定期的検査及び船底検査時
- (2) 検査の内容
  - (i) 上記 10.(2)の書類が本船上に適切に管理されていることを確認します。
  - (ii) 船底検査の時期に行う定期的検査においては、防汚システムの被覆状態の確認を併せて行います。

## 14. 臨時検査

臨時検査は必要に応じ、以下の時期に行います。

- (1) 防汚システムを変更又は更新する時期
- (2) 防汚システムに影響を及ぼす主要な改造を行う時
- (3) 船舶所有者から検査申し込みのあった時
- (4) その他検査を行う必要がある時

## 15. 証書の発行及び裏書

- (1) 「証書」及び「防汚システムの記録」は初回検査完了後、支部より発行されます。
- (2) 防汚システムを変更した場合、「証書」は新しく発行されます。
- (3) 防汚システムを更新した場合、「記録検査の裏書」を発行し、現有証書に添付します。
- (4) AFS 条約非締約国より代行権限を取得している場合、適合証書(以下、DOC)を発行します。

## 16. 設備登録

- (1) 弊会にて AFS 証書又は DOC を発行した場合、並びに SOC を取得し設備登録を希望する場合は、設備符号「AFS」又は「AFS・C」を付与します。新造船及び設備証書を有していない就航船の場合同証書を新規発行し、同証書を有している就航船の場合は要目変更証明書を支部にて発行の上、後日、設備証書を本部にて書換発行します。
- (2) 設備符号「AFS」は防汚システムとして TBT 塗料が使用されておらず、かつ、過去に TBT 塗料を使用した場合であっても当該 TBT 塗料が残存していないことを意味し、「AFS・C」は過去に使用された TBT 塗料が残存しておりシーラーコートにて覆われていることを意味します。

(次頁に続く)

17. 日本籍内航船舶に対する特別要件

- (1) 長さが 24m 以上の内航船舶にあつては、書類調査にて防汚システムに TBT 塗料が使用されていないこと、又は TBT 塗料がシーラーコートにて覆われていることを確認します。
- (2) よつて、初回検査時に、担当支部、事務所に上記 10.(2)の書類を提出願ひます。
- (3) 「証書」を発行することはありませんが、航行区域を問わず日本籍船舶は上記 16.に従ひ設備登録を行い、設備証書を発行します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問ひ合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp